

大淀町「まち・ひと・しごと創生」総合戦略策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 大淀町「まち・ひと・しごと創生」総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定に基づき本町が策定する計画（以下「総合戦略」という。）をいう。以下同じ。）の策定および変更にあたり、有識者等の幅広い意見を反映させるため、大淀町「まち・ひと・しごと創生」総合戦略策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に規定する事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 人口ビジョンの策定に係る検討に関すること
- (2) 総合戦略の策定に係る検討に関すること
- (3) 人口ビジョン及び総合戦略の進捗管理に関すること
- (4) その他人口ビジョン及び総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に規定する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月27日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。